

## 「後見制度支援預金」の取扱開始について

当組合では、「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしました。

本預金は、後見制度（成年後見または未成年後見）をご利用されている被後見人の財産を安全に保護・管理するために、家庭裁判所の「指示書」に基づき取引を行う口座です。

契約締結および預金の払戻しや解約などを家庭裁判所の「指示書」に基づき行うため、被後見人は日常生活に必要な金銭とは別に安全・確実な預金管理が可能となり、後見人においても被後見人の預金管理に伴う負担を軽減することが出来るものです。

### 記

#### 1. 取扱開始日

令和3年1月4日（月）

#### 2. ご利用いただける方

福島家庭裁判所（会津若松支部または田島出張所に限る。以下、同家庭裁判所といいます）にて後見開始（未成年後見人選任を含む）の審判を受ける方または受けている方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方（保佐・補助・任意後見は対象外）

#### 3. 商品特性

- （1）預入期間・金額の制限はございませんが、契約締結、払戻し、追加預入の都度、「指示書」が必要です。
- （2）日常の必要資金については、「指示書」に基づき定額自動送金が可能です。
- （3）本商品は、給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払、総合口座、キャッシュカードの発行、インターネットバンキングサービス等の各種付帯サービスはご利用いただけません。  
また、取扱店（口座開設店）の窓口以外ではお取引いただけません。

#### 4. 適用金利および手数料

- （1）普通預金の店頭表示金利を適用します。
- （2）口座管理手数料は不要です。

以上